

「椅子 TRIPP TRAPP」著作権侵害行為差止等請求事件：東京地裁平成25(ワ)8040・平成26年4月17日（民46部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

椅子デザインの著作物性，応用美術，美的鑑賞と美的創作性，形態的特徴，商品等表示類似性（不競法2条1項1号・2号），一般不法行為の違法性

【事案の概要】

本件は，原告らが，被告に対し，被告の製造・販売する被告製品の形態が「TRIPP TRAPP」（トリップ・トラップ）という製品名の原告らの製造等に係る椅子（別紙1「原告製品目録」記載のもの。以下「原告製品」という。）の形態に酷似しており，被告の行為が，原告製品のデザインに係る原告オプスヴィック社の著作権（複製権若しくは翻案権）及び原告ストック社の著作権の独占的利用権を侵害するとともに，原告らの周知又は著名な商品等表示と類似する商品等表示を使用した商品の販売等をする不正競争行為に当たり，そうでないとしても原告らの信用等を毀損する一般不法行為に当たると主張して，①著作権法112条，不正競争防止法（以下「不競法」という。）3条に基づく被告製品の製造・販売等の差止め及び破棄，②著作権法114条2項，3項，不競法4条，5条2項，3項1号，民法709条に基づく損害賠償及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金（その起算日は不法行為日以降の日である平成25年6月20日）の支払，③不競法14条に基づく謝罪広告の掲載をそれぞれ求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがなければ，後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 原告らは，いずれもノルウェー法人である。原告製品は，昭和47年頃，A（原告オプスヴィック社の代表者）により幼児用のハイチェアとしてデザインされ，その後，原告ストック社により製造・販売・輸出されている。我が国においては，昭和49年頃から現在に至るまで，原告製品が輸入され，販売されている。（甲3～10，15～49）

(2) 被告（株式会社カトージ）は，育児用品，家具の販売を業とする株式会社であり，遅くとも，平成23年1月以降被告製品1を，平成24年5月以降被告製品2を，平成18年2月以降被告製品3を，平成22年8月以降被告製品4を，各製造・販売しているほか（ただし，被告製品1については，平成25年2月に製造を終了している。），現在，被告製品5及び6を製造・販売している。

(3) 原告製品及び被告製品は，いずれも幼児用の椅子であり（ただし，原告製品は成人にも利用可能とされる。），その外観は，別紙3「原告製品及び被告製品の概要」のI及びII1～6の各(1)の写真のとおりである。また，その

構成部材は同(2)記載のとおりであり(以下、その記載に従い、各構成部材を「部材A」、「部材B」などという。)、その性状及び形状は同(3)記載のとおりである。

2 争点

- (1) 著作権又はその独占的利用権の侵害の有無
- (2) 不競法2条1項1号の不正競争行為該当性
 - ア 周知性のある商品等表示該当性
 - イ 類似性の有無
 - ウ 混同のおそれの有無
- (3) 不競法2条1項2号の不正競争行為該当性
- (4) 一般不法行為上の違法性の有無
- (5) 各請求の当否
 - ア 差止請求の当否
 - イ 損害賠償請求の当否
 - ウ 謝罪広告掲載請求の当否

【判 断】

1 争点(1)(著作権又はその独占的利用権の侵害の有無)について

原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから(弁論の全趣旨)、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属するものである。そうすると、原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物(著作権法2条1項1号)に当たるといえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。

本件についてこれをみると、原告製品は、証拠(甲1)及び弁論の全趣旨によれば、幼児の成長に合わせて、部材G(座面)及び部材F(足置き台)の固定位置を、左右一対の部材Aの内側に床面と平行に形成された溝で調整することができるように設計された椅子であって、その形態を特徴付ける部材A及び部材Bの形状等の構成(なお、原告製品の形態的特徴については後記2参照)も、このような実用的な機能を離れて見た場合に、美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い。したがって、そのデザインは著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解される。また、応用美術に関し、ベルヌ条約2条7項、7条4項は、著作物としての保護の条件等を同盟国の法令の定め委ねているから、著作権法の解釈上、上記の解釈以上の保護が同条約により与えられるものではない。

よって、原告らの著作権又はその独占的利用権の侵害に基づく請求は理由がない。

2 争点(2) (不競法2条1項1号の不正競争行為該当性) について

(1) 争点(2)ア (周知性のある商品等表示該当性) について

ア 不競法2条1項1号は、商品等表示として商品の形態を例示していないところ、それは、商品の形態は、一次的には商品の機能・効用の発揮や美観の向上等の見地から選択されるものであって、商品の出所を表示することを目的として選択されるものではないことによるものと解される。そうすると、商品の形態であっても、それが他の同種商品と識別し得る顕著な特徴を有している場合には、二次的に商品の出所を表示する機能を有することもあり、それが、長期間継続的かつ独占的に使用されたり、短期間であっても強力に宣伝広告されたりした結果、出所識別機能を獲得した場合には、周知性のある商品等表示に当たるものと解される。

イ この見地から、まず、原告製品が他の同種製品と識別し得る顕著な形態的特徴を有するか否かについて検討する。

(ア) オフィスチェアやソファ等を別として、ダイニングチェア、リビングチェア、学習用の椅子など、一般的に家庭で用いられる1人掛けの椅子は、子供が使用するものも含めて、通常は4本脚であり、4本の脚部が座面を安定的に支え、座面にかかる荷重を分散して床面に伝えるという形態を有している(例えば、甲45、乙6)。また、座面の高さも固定されているものが多いといえることができる(同)。

これに対し、原告製品は、側板が左右一对の部材A及び部材Bによりそれぞれ略L字状(これらが成す角度は約66度)に構成されるという形態的特徴(以下、この特徴を「第1の形態的特徴」という。)を有している。また、原告製品は、幼児の成長に合わせて部材G(座面)及び部材F(足置き台)の固定位置を調整することができるよう、左右一对の部材Aの内側に床面と平行な溝が多数形成され、この溝に沿って部材G及び部材Fをはめ込んで固定するという形態的特徴(以下、この特徴を「第2の形態的特徴」という。)を有している。

(イ) もっとも、以下に述べるとおり、被告が被告製品3の製造・販売を開始した平成18年2月当時、既に上記のような形態的特徴を一部備える幼児用のハイチェアが国内で流通するなどしていたことから、それらとの比較において更に原告製品の形態的特徴を検討する。

すなわち、同年1月発行の雑誌『Baby Life no. 1』(甲42)には、当時国内で流通していた幼児用のハイチェアとして、テンピュール(発売元・テンピュールジャパン)、ゴイター(同・ボーネルンド)、フレкса(同・三栄コーポレーション)、ワンツリーヒル(同・グランドール)等の製品が紹介されている(なお、当庁平成21年(ワ)第1193号(甲50)で問題とされたアプリカの製品等を除く)。これらの製品は、いずれも、座面及び足置き台の高さを、左右一对の側板の内側に形成された複数の溝にはめ込むなどして調整することができるという、第2の形態的特

徴と同様の特徴を備えている。しかし、各側板の下部は略正三角形（テンピュール）、略逆T字型（ゴイター）又は略逆V字型（フレクサ及びワンツリーヒル。前者は木製であり、後者は金属製である。）の形状であり、いずれも第1の形態的特徴を欠くものである。特に、テンピュール及びフレクサは、各側板（原告製品の部材Aに相当）の中程から、略正三角形の形状をした側板（テンピュール）又は棒状部材（フレクサ）が下方に開かれており、通常のパイプ椅子（乙10, 11）と同様の安定感を与える形態である。

これに対し、原告製品は、部材Aが部材B前方の斜めに切断された端面でのみ結合されており、座面から部材Aに伝えられる力が、上記端面のみにかかり、視覚的に不安定さを感じさせる構成となっている。それだけに、原告製品の形態は、必要最小限の部材以外の部材は使用しないという、シンプル、スタイリッシュかつシャープな印象を与えるものである。このように、原告製品の第1の形態的特徴が視覚的にシンプルな印象を与えることは、別紙4「原告製品についての宣伝広告等」の「原告製品の特徴に関する記載内容」欄のとおり、原告製品を紹介する記事においても多く言及されているところであり、原告製品の重要な形態的特徴といえることができる。

一方、証拠（乙12, 13, 15）及び弁論の全趣旨によれば、座面を4本の脚で支えるのではなく、左右一対の略L字状ないしそれに近い形状をした側面の部材をもって座面を支え、その上方に背もたれを設けた椅子が市販等されていたことが認められる。ただし、これらの椅子は、原告製品ほどシンプルな印象を与えるものではなく、また、側面の部材に床面と平行な溝を形成したものでもない。

そうすると、第1の形態的特徴及び第2の形態的特徴のいずれか一方ないしそれに近い形態的特徴を備えた椅子は他に存在するものの、これら双方を兼ね備えたものが原告製品以外に存在すると認めることはできない。

（ウ） 以上によれば、原告製品は、第1の形態的特徴と第2の形態的特徴とを組み合わせた点において、従来の椅子には見られない顕著な形態的特徴を有しているから、原告製品の形態が需要者の間に広く認識されているものであれば（なお、被告は周知性について争うものの、具体的な反論はしていない。）、その形態は不競法2条1項1号にいう周知性のある商品等表示に当たり、同号所定の不正競争行為の成立を認める余地があるので、以下、被告製品の形態が原告製品の形態に類似するか否かについて検討する。

（2）争点（2）イ（類似性の有無）について

ア 被告製品の形態が原告製品の商品等表示である形態（別紙3「原告製品及び被告製品の概要」のI）と類似のものに当たるか否かは、取引の実情の下で、取引者又は需要者が両製品の形態の外観に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断すべきものと解される（最高裁昭和58年10月7日第二小法廷判決・民集37巻8号1082頁参照）。

イ 被告製品は、別紙3「原告製品及び被告製品の概要」のⅡのとおり、いずれも、床面に平行な部材Bの後方から上方に延びる部材Cが部材Aと結合されており、部材Aを後方から支えるように構成されている。部材Cは、いずれも、部材A及び部材Bと素材及び色合いが同じで厚み及び幅もほぼ同一の木材が用いられているところ、これらの部材により形成される形状は、側面から見ると、略正三角形（被告製品1、3及び5）、略A字型（被告製品2）又は略二等辺三角形（被告製品4及び6）であって、その形状の最も小さな被告製品1、3及び5においても、部材Cは部材Aの中程のところまで延びてこれに固定されている。

また、被告製品は、いずれも側板に部材Cが設けられていることで、座面にかかる荷重が後方にも分散して伝えられ、通常のパイプ椅子と同じような安定感を与える形態となっており、視覚的にも、不安定かつシンプル、スタイリッシュ、シャープな印象を与える原告製品とは異なる印象を与えるものである（この点では、被告製品は前記(1)イ(イ)のテンピュール及びフレクサの商品形態との類似性が認められる。）。

したがって、被告製品は、各側板が部材A及び部材Bにより略L字状に構成されるという第1の形態的特徴を備えていないと解すべきである。

ウ 以上のとおり、被告製品は、第1の形態的特徴を備えておらず、原告製品の商品等表示とは重要な点で相違するから、それが第2の形態的特徴を備えていることを考慮しても、取引の実情の下において、取引者又は需要者が両形態の外観に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるとは認められない。したがって、被告製品の形態が原告製品の商品等表示と類似のものに当たるといふことはできないものと解される。

エ これに対し、原告らは、被告製品の部材Cは、正面又は斜め上方から見た場合にはほとんど見えないか、又は見えにくい位置にあり、側面から見ても、部材Aにかかる荷重を支えるための補助的な板程度の印象しか与えないものであると主張する。しかし、既に説示したところによれば、原告製品の形態的特徴は側面から見た場合にこそ感得されるのであるから、正面又は斜め上方から見た場合の印象をいう原告らの主張は適切でない。そして、被告製品は、部材Cが設けられていることで、原告製品とは視覚的にも相当異なる印象を与えるものであるから（なお、幼児用のハイチェアの商品比較をした乙18の雑誌記事からも、需要者が原告製品と被告製品とを区別していることがうかがわれる。）、上記主張は採用することができない。

また、原告らは、被告製品の形態の採用にはフリーライドの意図が認められ、この点は類似性を肯定する事情として考慮されるべきであるとも主張するが、本件の証拠を精査しても、原告らにフリーライドの意図があることはうかがわれないから、上記主張は前提において失当である。

(3) よって、原告らの不競法2条1項1号に基づく請求は理由がない。

3 争点(3) (不競法2条1項2号の不正競争行為該当性) について

原告らは、原告製品の形態は遅くとも平成18年2月の時点では著名な商品等表示になっていたと主張するが、本件の各関係証拠上、それが原告らの著名な商品等表示になっていたと認めることはできない。また、被告製品が原告製品の商品等表示と類似のものに当たるということができないことは前記2説示のとおりであるから、原告らの不競法2条1項2号に基づく請求は理由がない。

4 争点(4) (一般不法行為上の違法性の有無) について

前記2説示のとおり、被告製品の形態が原告製品の形態に類似するとはいえず、また、取引者又は需要者において、両製品の出所に混同を来していると認めるにも足りないから、被告製品の製造・販売によって原告らの信用等が侵害されたとは認められない。したがって、被告製品の製造・販売が一般不法行為上違法であるということとはできない。

5 結論

よって、その余の争点につき判断するまでもなく、本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件と似たような著作権侵害と不競法違反とがからんだ「いす」に関する事件の裁判例は、D-70で紹介しているところ、これは一部認容の判決となっている。

2. さて、北欧に限らず、西欧においては、意匠（インダストリアルデザイン）の創作品の保護をコピーライト・アプローチで考察する法思想が浸透しているから、そのデザインについて意匠法による設定登録を、原告住所地のノルウェー国特許庁においてしていなくても、その椅子デザインを創作した者は原告会社の代表者Aであることを理由に、デザイン作品（著作物）についての著作権を主張したといえる¹⁾。著作権の存在は、著作権者が主張しなければ客観的には不明であるから、主張することが権利行使となる。そして、著作権の存在を認めるか否かは裁判所であるから、本件にあつては、被告は日本法人であることで東京地裁に提訴したのである。

しかしながら、原告らはわが国代理人らの助言によって、①原告オプスヴィック社の著作権（複製権・翻案権）と原告ストック社の著作権の独占的利用権に対する侵害行為のみならず、②原告らの周知又は著名な商品等表示（商品形態）と類似するものを使用した商品の販売等する不正競争行為に対する差止めと損害賠償請求と、③不競法14条に基づく謝罪広告の掲載を、それぞれ求めた事案である。

3. このような請求に対し、裁判所はどういう対応をしたかという点、第1の

著作権侵害に対する主張に対しては、まず量産品で実用品のデザインに対しては応用美術論で^{かわ}躲している。この応用美術の範囲に属するためには、「原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物（著2条1項1号）に当た」り、「実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。」と説示した。

すると、原告製品に係る椅子にあっては、幼児の成長に合わせて各部材G、F、A、Bの固定位置を調整するように設計されており、その形態を特徴づける部材A、Bの形状等の構成は、実用的な機能を離れて見て、美的鑑賞の対象となり得る美的創作性を備えているとは認め難い、と裁判所は認定し、そのデザインは著作権法の保護する著作物には当たらないと解したのである。

このように裁判所は、椅子のデザインについて、これを美術工芸品（著2条2項）という観点で考えることをせず、真向うから「著作物」といえるか否かの観点から考えていることは妥当である。ただ、美的創作性を備えているか否かを判断基準とすることは問題ないとしても、それが美的鑑賞の対象となるか否かを判断基準としていることには、筆者は反対である。けだし、そもそも「美的創作性」の概念を、鑑賞性のレベルまで高めなければならない根拠は、著作権法にはないからである。

例えば漫画には美的創作性はあっても、美的鑑賞に価するような著作物ではないからである。

4. 次に、裁判所は、原告の椅子デザインについて、その形態が長期間継続的かつ独占的に使用されたり、短期間に強力に宣伝広告された結果、出所識別機能を獲得して周知性のある商品等表示に当たるかどうかについて検討した。

その結果、裁判所は、原告製品は第1の形態的特徴と第2の形態的特徴とを組み合わせたところに、従来の椅子には見られない顕著な形態的特徴を有しているから、不競法2条1項1号に該当する周知性のある商品等表示として不正競争行為の成立を認める余地があると認定した。

しかしながら、問題は被告製品の形態と原告製品の形態との類似性であるところ、これについて裁判所は、被告製品は、原告製品の第1の形態的特徴である「側板が左右一对の部材Aと部材Bによって略L字状に構成される」という特徴を具備していないから、第2の形態的特徴である幼児の成長に合わせて部材G（底面）と部材F（足置き台）の固定位置を調整することができるように左右一对の部材Aの内側に底面と平行な溝が多数形成され、この溝に沿って部材Gと部材Fをはめ込んで固定するという第2の形態的特徴を具備していることを考慮しても、取引の実情下では取引者、需要者は両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれは認められないと認定し、両者の商品等表示が類似するとはいえないと判断したのである。

5. 不競法2条1項2号の不正競争行為の該当性については、原告製品の形態の著名性は認められないと認定し、類似性についての否認も前記したとおりである。

また、一般不法行為上の違法性の有無については、製品形態の非類似性と取引者・需要者間の両製品の出所の非混同性から、被告製品の製造、販売によって、原告らの信用等が侵害されたとは認められないと判示した。

6. 以上の結果、原告による差止請求も損害賠償請求も謝罪広告掲載請求も、いずれも否認されたのである。

7. 本件判決を読んでやや気になった使用語は、「製品の形態」である。不競法にあっては、「商品の形態」（法2条4項）が通常の使用語として使用されるべきであるところ、製品（products）は、物品（articles）と同義語ではあっても、商品（goods）とは齟齬するからである。

もう一つは、不競法では「需要者」の使用語は使用されていても「取引者」は顔を出していないから、使用を避けるべきである。裁判所は、広義の需要者として当業界の取引者を含ませているのだろうが、ここは「需要者」で統一すべきである。

1) 「意匠の国際登録に関するハーグ協定」は最初、無審査主義国で発足したことを想起されたい。この問題を論じた拙著としては、例えば、「インダストリアルデザインは著作権法によって保護されるか」（パテント 1992年8月号）、「デザイン保護の三つのアプローチ」（パテント 1996年10月号）、「応用美術の保護とヨーロッパ共同市場（訳）」（パテント 1971年5月号）、「工業意匠は著作物か」（発明 1974年9月号）がある。英国の意匠法の歴史については、Russell-Clarke：Copyright in Industrial Designs, Sweet & Maxwell 参照

[牛木 理一]